

**ショートステイかりんの郷・介護予防ショートステイかりんの郷
利用料金表**

令和3年4月1日改定
1日につき/単位:円

●基本料金 併設型短期入所生活介護費(Ⅱ)

要介護度	介護保険(基本報酬)	保険外負担	合計		
	1日当り 単位数	食費	介護保険 (1割負担)	介護保険 (2割負担)	介護保険 (3割負担)
要支援1	446	1,392 (おやつ代含む)	1,838	2,284	2,730
要支援2	555		1,947	2,502	3,057
要介護1	596		1,988	2,584	3,180
要介護2	665		2,057	2,722	3,387
要介護3	737		2,129	2,866	3,603
要介護4	806		2,198	3,004	3,810
要介護5	874		2,266	3,140	4,014

* 新型コロナウイルス感染症に対応する為の特例的措置として、令和3年9月末までは、基本報酬に0.1%上乗せした額を請求させていただきます。

* 介護サービス費(負担割合証により1割～3割) + 食費(保険対象外自己負担額)の合計が1日の利用料金となります。

* 食費 (朝食 348円 昼食 580円 夕食 464円)

* 令和3年8月より、食費の日額は 1,445円 に改定となります。
(朝食 360円 昼食 600円 夕食 485円)

* 「負担限度額認定証」により、第1段階～第3段階の方は食費が軽減されます。
対象となる方はお申し出下さい。

●別途加算

		介護保険(1割負担)	介護保険(2割負担)	介護保険(3割負担)
送迎加算	片道につき	184	368	552
個別機能訓練加算	1日につき	56	112	168
緊急短期入所受入加算	1日につき	90	180	270
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	1月につき	200	400	600

* 送迎加算

送迎を利用された場合に加算されます。
但し、実施地域以外の場合は別途料金が必要となります。

* 個別機能訓練加算

機能訓練計画を作成し、専従の機能訓練指導員が個別の機能訓練を実施する場合。

* 緊急短期入所受入加算

利用者の状態や家族等の事情により、緊急の利用者を受入れた場合。

* 生活機能向上連携加算(Ⅱ)

- ①訪問リハビリテーションもしくは通所リハビリテーションを実施している事業所やリハビリテーションを実施している医療施設の理学療法士等が施設を訪問し、施設職員と共同でアセスメントを行い、個別機能訓練計画を作成する場合
 - ②機能訓練指導員、介護職員等その他職種の者が協働し、計画に基づいて機能訓練を実施した場合。
- 注)但し、個別機能訓練加算を算定している場合は、100円/月となります。

●介護職員処遇改善加算(Ⅲ)

1月当たりの介護サービスの総単位数に、加算率(33/1000)を加算します。

●その他費用

日用品(ティッシュペーパー等)

実費